

境港市建設工事等予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（建築工事及び建築工事に付随する工事は除く。）をいう。以下「工事」という。）及び工事に係る測量等業務（以下「業務」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 積算内訳 総括情報表、内訳書、工種明細表、科目内訳表、施工単価表
- (2) 工事担当課 工事を管轄する課
- (3) 入札担当課 入札を執行する課

(公表の対象)

第3条 公表の対象とする工事及び業務は、予定価格が130万円以上の工事及び予定価格が50万円以上の業務で、競争入札に付するものについて適用する。

(公表の内容)

第4条 公表を行う内容は、第2条第1号に定める積算内訳とする。ただし、境港市情報公開条例（平成11年境港市条例第12号）で非開示事項に該当するもの、又は工事担当課が必要と認めて非公開としたものを除く。

(公表の時期)

第5条 契約の締結後速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

第6条 原則として、入札担当課において公表する。

(公表の方法)

第7条 公表の場所に備え付けてある公表閲覧名簿（別記様式）に、必要事項を記入して、閲覧に供するものとする。写しの交付は、行わないものとする。

2 原則として、公表された内容に関する問合せには応じないものとする。

(公表の期間)

第8条 公表の期間は、工事又は業務の契約を締結した日の属する月の翌月の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月25日以降に契約締結する工事及び業務から適用する。